

仮想通貨取引に関する所得税の課税関係

中田幸康会計事務所 公認会計士・税理士 | 中田 幸康

QUESTION

仮想通貨を購入・売却・使用・保有した場合

私は給与所得者ですが、2017年中にビットコインに関する複数の取引を行いました。私の2017年中のビットコインに関する具体的な動きは以下の通りです（以下、ビットコインの単位は「BTC」と表

記します。）。

2017年の所得税の申告書上、下記の取引に関する課税関係はどうなるでしょうか。

	取引日	取引内容
1	3月9日	4BTCを2,000,000円で購入
2	5月20日	0.2BTCを110,000円で売却
3	9月28日	155,500円の商品を0.3BTCで購入
4	10月15日	1.5BTCを1,200,000円で購入
5	12月2日	アルトコイン（他の種類の仮想通貨）1,200,000円分を1BTCで購入

A ビットコインの使用により生じる所得については、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して発生したものでない限り、「雑所得」とされます。

貴方は、2017年中に合計625,500円の所得を稼得したものと考えられますので、当該所得を雑所得として確定申告する必要があります。

解説

1 仮想通貨の取引の課税関係

仮想通貨の税務上の取扱いについては、法人税及び所得税とも具体的な法令等はありません。したがって、原則として、法人税については一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されることとなります（法法22）。他方、所得税については、具体的な法令がないものと考えられます。

ただし、所得税については国税庁より下記二つの資料が公表されており、税務上の取扱いの参考とすることができます。

- ・ タックスアンサー No.1524：ビットコイ

ンを使用することにより利益が生じた場合の課税関係

- ・ 仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）（以下「FAQ」といいます。）

2 仮想通貨取引の会計処理

2017年12月6日に「実務対応報告公開草案第53号 資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」が公表されました。当該公開草案のうち、仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の期末時の会計上の取扱いは下記のようになっています。

- ・ 活発な市場が存在する場合：市場価格に基づく価額で評価。帳簿価額との差額は損益として処理をする。
- ・ 活発な市場が存在しない場合：取得原価で評価。ただし、期末における処分見込価額が取得原価を下回る場合には処分見込価額で評価。差額は損失として処理する。

なお、「活発な市場」とは、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で

参考

法法22
所法27、35、36、69
国税庁タックスアンサー・No.1524（ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係）
国税庁「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」（平成29年12月1日、個人課税課情報第4号）